

悪評をこえて  
—— サラワク社会と「持続的森林管理」のゆくえ ——

藤 田 渡\*

**Wipe Away the Notoriety: “Sustainable Forest Management Policy”  
in the Context of Sarawak Society**

FUJITA Wataru\*

Southeast Asia has a rich ecosystem of tropical forest that has been rapidly degraded. Malaysian Sarawak, like other areas in Southeast Asia, is the target of international criticism for commercial logging that causes deforestation and destroys native people's livelihood. In fact, Sarawak still maintains a large portion of forested area and deforestation is not rapid compared to other areas in Southeast Asia. Abuse of minority people, who depend on the forests, through logging and development projects, is also commonly found in Southeast Asia. Therefore, it seems that commercial logging in Sarawak has been among the most criticized in Southeast Asia not only because of its environment impact, but also because of Sarawak's social and political framework. This article examines the socio-political structure in relation to forest resources in Sarawak and considers recent changes in both NGO and government policy.

Since the late 1980s, the Penan, a native people in the Upper Baram and Limban river basin, have blockaded logging roads to protest commercial logging. This movement attracted the commitment of foreign environmental activists to the international anti-logging campaign. Domestic NGOs alone were not powerful and easily suppressed by the government. The urban middle class is divided into ethnic clusters. Therefore, environmental degradation and the threat to Penan's livelihood caused by the commercial logging did not become a public issue in Sarawak, and the Penan had to rely on foreign activists.

Recently some changes are apparent. In the 1990s, the Sarawak government introduced a “Sustainable Forest Management” policy, including application for MTCC timber certification that actually started in 2002. NGOs and the native people's movement have shifted from physical methods, such as blockades, to waging legal battles, and more local NGOs are assisting native people. A major issue is still the government policy that does not recognize native customary rights in the natural forests. But it is also necessary to find temporary and practical solutions to improve native livelihood. For that purpose, persistent dialogue among all concerned should be continued.

**Keywords:** Sarawak, forestry, sustainable forest management, forest certification, politics  
**キーワード:** サラワク, 林業, 持続的森林管理, 森林認証, 政治

---

\* 甲南女子大学文学部; Faculty of Letters, Konan Women's University, 6-2-23 Morikita, Higashinada-ku, Kobe 658-0001, Japan  
e-mail: watarufujita@yahoo.co.jp

## は じ め に

東南アジアの熱帯林は世界で最も生物多様性に富む生態系であるといわれ、その保全が叫ばれてきた。しかし、国や地域による時間差はあるが、木材伐採や農地、プランテーションへの転換のため減少の一途をたどっている。

熱帯林破壊に対する国際社会の眼は厳しい。NGOが、破壊の元凶である商業伐採を非難するキャンペーンを展開する。持続的に生産されたことを第三者機関が認定した、いわゆる認証材の利用を促進する動きも、先進国を中心に強まっている。このようななかで、マレーシア・サラワク州は、1980年代後半からの、先住民であるプナンの人々による伐採道路のバリケード封鎖など一連の反対運動によって、森林破壊とそれがもたらす先住民の生活破壊という二つの「罪状」で、国際社会の非難的となってきた。ヨーロッパを中心に非難声明が飛び交った1980年代末から1990年代前半に比べれば、幾分、下火になったとはいえ、NGOを中心に、サラワクの商業伐採への抗議運動は依然として盛んである。

こうした非難には若干の疑問がある。何よりも、森林がそれほど減っていない。2000年前後の時点で、森林被覆は、州全体の65%程度あった〔金沢2005:287; Jomo *et al.* 2004:156〕。<sup>1)</sup> これは東南アジアのなかでも最も高い部類に入る。もちろん、商業伐採が先住民の生活環境を劣化させ、彼らの人権を侵害していることは否定できない。しかし、サラワクに限らず、東南アジア各国で山地に暮らすマイノリティは、その国の森林政策によって何らかの生活への影響を受けている。<sup>2)</sup> サラワク、あるいはマレーシアが、国際社会から名指しで非難され、木材をボイコットされるというような事態は、他の同じような問題を抱える国々では見られなかった。どうしてなのだろうか。

これまでの研究では、サラワクにおける問題、つまり、森林が政治家の利権にされ破壊が進んだこと、あるいは、先住民の権利が脅かされてきたことに関心が集中しがちであった。<sup>3)</sup> そのなかで、Cooke [1999] は、サラワクでのプナンの運動について、「持続性」をめぐる言説の政

1) いずれも、州政府機関の統計に依拠した数字である。Jomo *et al.* [2004] のように、伐採に批判的な文献もおしなべてこの数字を引用しているように、ある程度の信憑性があると考えられる。ここでの森林被覆には、オイルパーム・プランテーションは含まれないが、アカシア造林は含まれる可能性がある。しかし、アカシア造林は、2000年の時点では全森林に占める割合はごくわずかであった。その後、現在に至るまでに、プランテーションによって森林が減少している可能性はある。

2) 例えば、タイでは、北部の山地民の伝統的な土地利用が法律上の権利としては全く認められず、焼畑の禁止、保護区への囲い込み、森林区域外への移住、といった政策がとられてきた（例えば、カレンのケース [Pinkaew 2001]）。インドネシアでも、1980年代までは、慣習的な権利を制約する法令改正が続き、地域住民の生活は、商業伐採などによる圧迫を受け続けた [Wrangham 2002]。

3) 例えば、Hong [1987]; Jomo *et al.* [2004]; Ross [2001]; Leigh [1998] など。

治という観点から分析している。プナンの運動が環境問題や先住民の権利をめぐる国際的な運動の象徴的役割を果たしたこと、及び、その結果、サラワクにおいて、立法のような制度的な権利の保障には結びつかなかったものの、森林管理についての「持続性」の捉え方が、もっぱら技術的側面に偏った官僚的なものから、そこに暮らす先住民と切り離して考えることはできない、というものになったことを指摘している [ibid.: 135-168]。しかし、なお、なぜ、ほかの国・地域ではなくサラワクのプナンの運動だけが国際的なキャンペーンに盛り上がり、象徴になったのかという疑問は残る。

本稿では、サラワクでの森林資源を中心にした政治や社会の構造がどうなっているのかを検討し、そこに国際社会のバッシングを招いた一因を求める。さらに、Cooke のいう「持続性」言説の変化に関連して、近年、森林認証の導入など、持続的森林管理への政策転換が見られるが、これが森林をめぐる社会的・政治的構図の変化につながるのかを検討する。

以下、まず、サラワクの土地・森林制度や森林資源をめぐる政治や社会の構図を概観し、伐採に反対するプナンなどの先住民や NGO の動きと、州政府の森林政策の双方がどのように変わってきたのかを検討する。その上で、森林利用についての合意形成のために何が必要なのかを考えてみたい。

## I サラワクの土地・森林制度の概観

### I-1 土地制度

サラワクはブルック家が統治していた時代に、近代的な土地制度が導入された。先住民による慣習的土地利用はそうした近代的土地所有権になじまない部分も多いので、そのための区域は別枠で残された。土地制度の整備が進むとともに狭められてきたものの、現行の 1958 年制定のサラワク州土地法 (Land Code) でも一定の条件の下で慣習的な土地への権利が保障されている。

この 1958 年の土地法では、以下のような土地区分が設けられている。

- 1) 混合地：先住民、非先住民の別なく土地権利を取得することで保有できる土地。
- 2) 先住地：先住民のみが保有できる土地。土地所有権が設定される。
- 3) 先住慣習地：先住民の慣習的権利が 1958 年までに設定された土地。
- 4) 内陸地：混合地、先住地、先住慣習地、保留地以外のすべての土地。
- 5) 保留地：政府がさまざまな目的で利用するために保留する土地。これには、保存林、保護林、国立公園、野生生物保護地域などが含まれる。

以上の区分のうち、先住慣習地、内陸地、保留地には近代的な私的所有権が設定されない。これらの土地は州所有地となる。ここで特に問題となるのが先住慣習地である。先住民が近代的

土地制度の導入以前から、各々の慣習に従って行ってきた土地利用を既得権として認めるというもので、近代的土地制度が適用されない部分として残ったと考えてよい。この先住慣習地がどこにあり、その境界はどこなのか、ということ登記する作業がまだほとんど行われていない。<sup>4)</sup> このため、企業が州政府の許可を得て開発などを行う際、境界をめぐる争いが生じることがある。

## I-2 森林制度

前述の州有地のうち、森林である部分については、国立公園などの「完全保護区域」(Totally Protected Area)、「永久林」(Permanent Forest Estate)、それ以外の「州有林」(Stateland Forest)とに分かれる。完全保護区域は自然保護、生物多様性保護のためのもので、「国立公園」(National Park)、「野生動物保護区」(Wildlife Sanctuary)が中心である。「永久林」とは、1953年制定のサラワク州森林法(Forest Ordinance)が定める「保存林」(Forest Reserve)と「保護林」(Protected Forest)に指定された、永続的に木材生産に利用するための森林である。永久林は天然林に加え、アカシアなどの植林地も含む。よって天然林の永久林が、例えば、アカシア造林地に転換されることはあり得る。保護林では地域住民の利用が一部認められる点で、保存林よりも緩やかだが、両者とも、長期間のコンセッションを設定して商業伐採を行うために森林を囲い込むという点は同じである。<sup>5)</sup> 両者は、サラワク森林局の年次報告書などを見ても永久林として区別なく扱われている。これら以外の州有林は、必ずしも持続的な伐採計画が立てられる訳ではなく、プランテーションなどにも転用される。

2000年の統計によれば、サラワク州の全面積12.34百万haのうち、森林被覆は10.04百万haあり、その内訳は完全保護区域が0.50百万ha、永久林が5.24百万ha、それ以外の州有林が4.30百万haとなっている。州全土の約46.5%は永久林もしくは完全保護区域に指定されていることになる[Sarawak Forest Department AR 2000]。

## II 利権としての森林

### II-1 サラワクの林業

現在、サラワクでは、おもに1970年代にFAOが現地調査をもとに作成したガイドラインに基づいて商業伐採が行われている。<sup>6)</sup> 全国の永久林が「森林管理区」(Forest Management

4) ブロック期から調査が行われ、それに基づいた地図が作られている。調査は現在でも継続しているものの、人員や予算不足で進まないという。

5) 森林法の規定(Part II及びPart III)では、永久林の指定に際しては、事前に公示され、区域内に何らかの権利を主張する者は60日以内に申告すれば補償の対象になりうる。申告なき場合はいかなる権利も失効する。

6) 複数の関係者による聞き取り。具体的な勧告の内容は確認できなかった。

Unit) に分けられ、それぞれに商業伐採コンセッションが発行されている。伐採量は、1970 年代後半から急増し 1990 年代初頭をピークに、幾分、減少している (図 1 参照)。2000 年の統計では、年間の総伐採量は 14,279,596 m<sup>3</sup> となっている<sup>7)</sup> [ibid.]。近年、一部で試験的に、より持続的な操業も行われている。ただし、FAO のガイドラインに基づいた従来型の伐採でも、規則通りに操業されれば木材生産の観点では、一応、持続的だといわれている。

こうした一応、持続的な林業が行われるのは、永久林だけである。それ以外の州有林では、収奪的な伐採や皆伐が行われ、最終的にプランテーションなどに転換される場合もある。現在では永久林と完全保護区域 (ここでは伐採は行われないが) 合計で州全体の 46.5% に達し、さらに永久林だけで州全体の 50% となる 6 万 km<sup>2</sup> にまで拡張される予定である。しかし、図 1 に示したように、永久林は 1980 年代前半まで 3 万 km<sup>2</sup> 程度で推移していた。つまり、FAO のガイドラインに従った伐採が行われていたのは、現在に比べ格段に少なかったということになる。実際、1972 年の FAO の勧告では、持続的な年間の総伐採量として 4.39 百万 m<sup>3</sup> が提示されたが [Ross 2001: 146], 1980 年代以降、その何倍もの量の伐採が行われ続けてきた [ibid.: 136]。

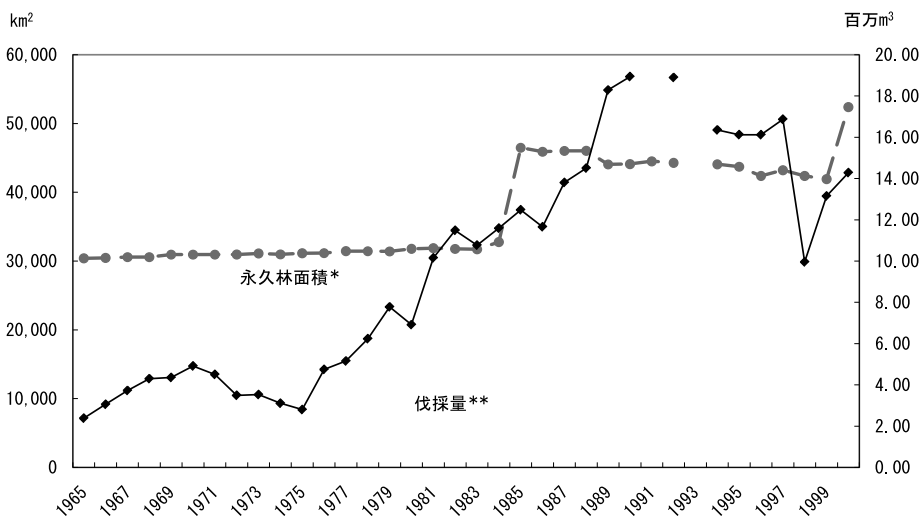


図 1 永久林面積と伐採量の推移

出所：サラワク森林局年次報告書 1965-2000 年

\* 永久林面積は、1996 年までは Forest Reserve と Protected Forest の合計、それ以降は「Permanent Forest Estate」として記載されている数値。

\*\* 伐採量は、1999 年までは「Timber and Fuel」として記載された総量。2000 年は年次報告書に同様の記載がないため、「Sawlogs」「Hewn Timber」の合計量である (薪炭材を含まないが、微々たる差である)。

7) これは、永久林と州有林での伐採を含む。

## II-2 コンセッションの独占

サラワクにおいて、林業は長らく中心的な産業だった。憲法上の規定（第6部第1章の第74条と同部第2章の第80条）で、石油資源は連邦政府の管轄なのに対し、森林や土地は州政府の管轄となる。また、特にサラワク州の場合、マレーシア連邦に加盟して独立した際の合意で、半島部の諸州より高い自治が認められており、森林管理について、連邦政府のいかなる助言も受け入れる義務はない（連邦憲法第6部第8章）。このため、地元政治家にとって森林は最大の利権である。

永久林では25年間のコンセッションが、それ以外の州有林ではより短期間の伐採コンセッションが付与される。これらのコンセッションは、誰が持ち主なのか明らかにされていない。森林局（現在は Sarawak Forestry Corporation: SFC）の担当者でも、詳細は知らないということだった。実際に伐採を行っている企業は、「謎」のコンセッションの持ち主から権利を借りて操業を行っているのである。

公表はされていないが、このコンセッションの持ち主は一握りの地元有力政治家だということとは周知の事実である。1987年には、当時の州首相 Abdul Taib と、その叔父の Abdul Rahman Yaakub 元州首相との権力闘争のなかで、互いに双方のコンセッション所有を暴きあった。それによると、Abdul Taib やその縁類のものが 160 万 ha、Abdul Rahman Yaakub 側は 125 万 ha で、サラワクの森林全体の三分の一近くになる [金沢 2005: 286]。彼らは、所有するコンセッションを伐採会社に貸与することで、経済的利益と政治的支持基盤を得ているのである。

## III 伐採反対キャンペーン

### III-1 バリケード封鎖

商業伐採やプランテーションの開発が進むに従い、地元住民の生活は大きな影響を受けるようになった。非ムスリムの先住民である彼らは、慣習に基づき土地や森林を利用し、農耕や狩猟採集によって生計を立ててきた。その生活基盤が脅かされた住民たちと、伐採会社や政府・警察との間で小競り合いが起きようになった。<sup>8)</sup> 住民は、役所に伐採停止を訴えるなど反対運動を展開した。特に、1987年にバラム川上流域で始まったプナン人による林道のバリケード封鎖は、世界中の関心を集めた。これ以外の地域でも、プナンやそれ以外の先住民によるバリケード封鎖が行われ、現在でも続いているものもある。彼らは、先祖代々、森林を使って暮らしてきた。それを権利として保障されるべきだというのが、彼らの主張の骨子である。つまり、森林の用益権である。商業伐採によって森林が荒廃することで彼らの生活基盤が奪われるとい

8) Bruno Manser [マンサー 1997] には、具体的な住民の証言が多数、紹介されている。

うことを考えれば、生存権ともいえる。

先述のように、サラワクでは「先住慣習権」が認められている。州土地法第2章第5条及び10条によれば、先住慣習権は、コミュニティの慣習法に基づいて、以下のような手段によって「内陸地」に形成される。(a) 原生林を開墾しその土地を占有した、(b) ある土地に果樹を植えた、(c) 土地の占有や耕作、(d) 埋葬や廟に用いた土地、(e) 通行権のための土地利用、(f) そのほかの合法的手段。ただし、1958年1月1日までのものに限られる。

しかし、このような規定によって保護される先住慣習権は、過去、農業や居住に用いられた土地に限られるというのが一般的な解釈だった。伐開されず、林産物の採取などにのみ用いられてきた森林は、それが先住民の暮らしにとってどれほど重要なものであっても、先住慣習権の対象とはなり得なかった。この点で、農地などをめぐる紛争とは決定的に異なる。政府が伐採コンセッションを発行し、それに基づき、伐採会社が入ってきたとき、そこに暮らす先住民が法的に対抗できる手段はなかったのである。

1994年から1995年に NGO が行った、バラム川上流域のブナン住民への聞き取り調査の報告書 [IDEAL 1999] には、伐採による影響やバリケード封鎖の経緯についての住民による証言が記載されている。それによれば、伐採会社があると、住民は、そのコミュニティが昔から生活物資を得ていた森林区域のマーキングを行い、伐採会社にその区域内では操業しないよう交渉したり、森林局など役所に訴えたりした。そうした訴えが無視され、ほかに手段がなくなると、近隣の村々の間で協議の上、バリケード封鎖に踏みきった。林道のバリケード封鎖は、1987年の森林法改正で明確に禁止され罰則まで設けられていた。行政はバリケード封鎖に対して、警察を派遣して解除させようとした。流血に至ることはなかったようだが、住民が逮捕されることはあった。伐採会社が和解金の支払いを持ちかけることもあったが、住民はそれも拒否した。警察の圧力で解除を余儀なくされても、すぐ近くにまた新たにバリケードを作る、ということは何度も繰り返したケースもある。

### III-2 Bruno Manser と国際社会の圧力

このようなブナン人によるバリケード封鎖は、彼らが独力で行ったものではない。「地球の友・マレーシア」(Sahabat Alam Malaysia: SAM) ら国内の NGO の支援もあったが、それ以上に、Bruno Manser をはじめとする海外の環境保護運動による支援が大きな力となった。前節のブナン住民の証言には、そうした外部者の関与は一切、言及されていないが、すべて1990年代に入ってからのもので、実際に外部者の関与があったのかどうかはわからない。

1987年の最初のバリケード封鎖に至る経緯と、その後の運動への外国人の関与については、Bruno Manser について当時取材を続けていたマレーシア人ジャーナリストの James Ritchie [1994] に詳しい。当初、人類学的な調査を目的としてバラム川上流域の森の中でブナ

ンとともに狩猟採集生活を送っていた Bruno Manser は、そうしたブナンの伝統的生活を脅かす商業伐採をやめさせようと、1985年にその地域に散在するブナンの代表を会議に招集した。翌1986年に再度、招集された会議の結果、皆で郡役場のあるマルディにゆき役人に面会し、伐採反対を訴えるはずだったが、これは実現しなかった。その後、オーストラリアの環境保護団体を通じて森林保護のキャンペーンを続けた。1986年末にはオーストラリアから Peter Faigl という人物がバラム川上流域を訪れ、ブナン人から依頼されたとして、マスメディア向けのメッセージを公表した。1987年3月23日にバリケード封鎖を行うという予告であった。そして、予告通り、バリケード封鎖は実行された<sup>9)</sup> [ibid.: 90-95, 102-104]。

この頃から、欧米や日本からの活動家が秘密裏に現地を訪れたり、環境保護団体による非難声明が相次いで出された。メディアでも大々的に報じられるようになった。SAMのほかにも、Bruno Manser を現地で支援するグループが作られた。国際的な情報発信と資金の受け皿として、彼の故郷、スイスに Bruno Manser Fund という組織がつくられた。サラワク州政府当局は厳しい監視の目を光らせていたが、それをかいくぐって、地元のグループは、海外からの訪問団を受け入れた。それと同時に、潤沢な活動資金を得るようになり、彼らの恒常的な活動が維持されるようになった。このような動きに呼応して、外国、特にヨーロッパ諸国の政府や要人が非難声明を公表するようになった。ついには、ヨーロッパ諸国でのマレーシア産木材のボイコットに至った<sup>10)</sup> [ibid.: 115-118]。

### III-3 外圧の功罪——ロマンティシズムの「材料」

このような外国の支援にも大きく依存した形で、バリケード封鎖をはじめとする伐採反対キャンペーンが展開された。国際社会の非難、ヨーロッパによるボイコットは、確かにそれなりの圧力となり、後述の1990年代以降の「持続的森林管理」への政策転換に結びついた。さて、それでは、主役であるはずのブナンの人々の生活は、彼らが望む方向に改善されたのだろうか。

実際のところ、ブナンの人々と外国の環境保護団体との間には、認識の齟齬があった。ブナンの人々にとっては、生活ができなくなることが最大の恐怖であり、生活基盤が保障されることこそが中心課題だった。伐採に対してバリケード封鎖を行ったのも、生活を守るためだった。だから、森林を慣習的に利用してきたことに対し、先住慣習権として認められるよう求めるのである。

もし、その主張が認められれば、伐採会社と対等な立場で交渉し、生計が確保されるだけの

9) Manser 自身は、バリケード封鎖には直接、関与していないと語っている [原後 1989: 178]。

10) 欧州議会は、1988年に、EU加盟国にサラワク産木材の輸入禁止を求める決議を行った [Ross 2001: 151]。欧米や日本では、多くの地方自治体で熱帯材不使用の条例を制定している [金沢 2005: 289-290]。

十分な補償を条件に伐採を容認することもありうるという。<sup>11)</sup> 頑なに開発に背を向け、伝統的な暮らしに固執するのではなく、政府による農業振興、教育、医療などの整備は彼ら自身も望んでいる（IDEAL [1999] の中で住民の証言）。

実際、上記のようにバリケード封鎖を続けて、強硬に伐採に反対する人々がいる一方で、伐採会社が見返りに供与する金品や開発プログラムを受け取っているコミュニティも少なくない [Samling Plywood n. d.]。しかし、そうした、先住慣習権がないことを前提にした「思いやり」的な補償は、伐採によって失われるものと比べ少なすぎ、安定的な生活基盤となり得ない。また、権利として認知されないのが、住民側に選択の余地がない。これが抵抗を続ける理由である。

これに対し、伐採反対運動を支援した海外の環境保護団体は、豊かな自然、熱帯の原生林が守られることを第一義にしていた。ブナンは、自然と調和した生活を送る、自然を愛する人々として、ある種のロマンティズムの対象となった。<sup>12)</sup> ブナン人自身の意思とは関係ないところで運動が展開された一面もある。そうした運動は、サラワク州政府を牽制したのかも知れないが、ブナン人の権利がより広く認められるようになったわけではなかった。<sup>13)</sup> 伐採会社や州政府とは相対峙したままで、生活基盤は相変わらず不安定なままだ。海外から多くの金銭が寄付されたが、ブナン人の生活改善に直接使われたものはほとんどなかった。1990年にNGOが企画しブナンの代表が世界各国を訪問したツアーでブナンの名前を用いて得た収益は、まったくサラワクのブナン人のもとへは渡っていないという [Ritchie 1994: 182]。

少なくとも1980年代後半から1990年代前半の、国際社会による伐採反対キャンペーンが最も激しかった時期には、彼ら環境保護団体や活動家たちは、より現実主義的にブナンの人々の利益に繋がるような問題解決への糸口を探ることにはあまり関心を示さなかった。1991年、カナダとオーストラリアからの3人のグループと活動していたブナンの村の村長と副村長が、31の村々でバリケードについての意見をまとめてもらった。その結果は、「ブナンはバリケードを望

---

11) SAMサラワク支部での聞き取り（2005年8月10日）。但し、現時点では、多くのブナンは自然のなかでの暮らしを望んでいるという。

12) 例えば、この運動のシンボリック存在であるBruno Manserも、その著書 [マンサー 1997] で、森に暮らすブナンを「根源的な暮らしをしている民族」と捉え、読者に「過去の時代に旅してみないかい？」と呼びかけ、熱帯林を『われわれ』が既に失ってしまった過去の残存とみなしている [同上書：17, 22-31]。ただし、Manserは、新しいものを一切、否定するのではなく、外部からの事物を本人の意思で取り入れるなら発展的で可能性に満ちた人生の開花になる、という [同上書：57-58]。彼はあくまでブナンの暮らしを守ることを考えていたのである。

13) サラワク州政府は、1987年に、バラム川、リンバン川流域のブナンへの商業伐採の影響について調査団を派遣している。その報告では、狩猟採集生活を送るブナンのグループが生活できるよう、biosphere reservesを設置するよう提言している [Jabatan Pembangunan Negeri *et al.* 1987]。この案は州議会を通過したが、その後、全く進展していない。伐採コンセッション保有者の利益が優先されたからだという（調査団のリーダーJayl Langub氏が金沢謙太郎氏の聞き取りのなかで回答している [金沢 2005: 292]。筆者自身もJayl氏に直接、この点を確認した。）

まない」「もし（外部の）人々がプナンを助けてくれるのなら、畑の作り方を教えてほしい」というものだった。その結果を反対キャンペーンのメンバーに伝えたところ、「プナンがバリケードを望んでいないことは知っているが、そんなことは問題ではない」と答えたことから、3人は、プナンが、彼らの環境運動を前進させるための道具として利用されていると結論づけている [ibid.: 119]。

### III-4 どうして外圧に頼ったのか——サラワクの政治と社会の様子

プナンの人々は、商業伐採から生活を守るために、おもに Bruno Manser ら外国の活動家たちの支援を受けて、バリケード封鎖という、リスクの高い手段を選択した。その結果、国際社会の非難やボイコットによってサラワクは大きな影響を被った。プナンなど先住民のなかには逮捕されるものまで出た。しかし、そこまでの犠牲を払った運動は、上述のように、プナンの人々の生活改善にはあまり寄与しなかった。もう少し、効果的なやり方はなかったのだろうか。

マレーシアでは、一応、公正な選挙による連邦議会や各州議会議員の選出と議院内閣制が実行されている。サラワク州もこの例外ではない。1970年代以降、ほぼオール与党体制で、Abdul Taib 州首相による長期政権が安定的に続いてきた。実質的には民意を反映した政治とはいえないが、選挙という手続き的民主主義は保障されてきた。選挙運動では買票が盛んである。先住民に対しても、ロングハウスごとにさまざまな援助を与えて票固めをする。住民の側もそれを心得ていて、例えばロングハウスの修復費用を陳情するため、選挙前まで修復を我慢することもあるという。<sup>14)</sup>

選挙資金が乏しい野党議員が当選するのは容易ではないが、反政府的な立候補者も暴力的な妨害を受けるようなことはなく、票さえ集められれば当選することが可能である。実際に、1990年には、SAMの代表だった Harrison Ngau 氏が連邦議会議員に当選している。

州議会の民族集団別の構成比は、概ね人口比に沿っている。<sup>15)</sup> 特定の民族集団の人口に占める割合が高い選挙区では、その民族出身者が当選することが多い。そういう意味で、先住民が、民族という枠組みで政治的に疎外されているわけではない。ただし、プナンだけは例外である。人口が極端に少ないため、政治的発言力に結びつかない。前述のようなマネー・ポリティクスのなかで、ほかの先住民族集団出身者でも、先住慣習権の充実・尊重といった彼らの利益を代弁してくれる候補者は少ない。

また、ほかの民族集団に比べ、プナンには教育面でのハンディがある。バラム、リンバン、ラジャン川の上流域出身のプナンで、高等教育に進んだものはまだいないという。州の官庁で

14) 市川昌広氏のご教示による。

15) 2001年の選挙では、非ムスリム先住民族出身議員は、全体の議席の40%強だった。1960年代から、マレー、ムラナウといったムスリムの人口比が高まるのに従い、非ムスリム先住民の議席の割合は徐々に小さくなってきている [Jayum and King 2004: 16, 29]。

は、マレー系、華人だけでなく、非ムスリム先住民族出身者も重要なポストについている。非ムスリム先住民族出身者には、ごく普通の農村のロングハウスで育ち、苦学して大学まで進んだものも多い。彼らのすべてが先住民の伝統的生活や先住慣習権を守るために動いてくれるわけではないが、少なくとも情報交換のチャンネルとはなりうる。しかし、プナンには、それもないということになる。

NGO など社会運動も微力である。SAM のように支援をしてくれる団体もある。しかし、先住民の権利擁護のような活動に従事するのは、ごく一部の例外的な人々でしかない。政府による弾圧があったことに加え、そうした活動の担い手となりうる、いわゆる都市中間層が、マレー、華人、先住民など民族ごとに分断されている。<sup>16)</sup> 加えて、非ムスリム先住民族集団は、州レベルの政治的社会的な枠組みとしては、「ダヤク」として一定の結束を見せるが、州の政党政治のなかでも与野党双方に分裂し、地域社会レベルでも、先住民のなかでも「開発」に対する姿勢や利害関係によって対立があり、一枚岩ではない〔藤田 2008〕。よって、運動がより広く社会全体に波及しないのである。

このような状況にあって、プナンの人々は、自らの利害や主張を代弁してくれる社会的・政治的なチャンネルを持たなかったといってよい。彼らの声を聞いてくれ、さらに、それを実現するために社会に働きかける力を持っていたのは、外国の環境保護団体だけだった。

### III-5 法廷闘争の可能性

先住民と企業など外部者との間の土地をめぐる紛争は、陳情やバリケード封鎖のような実力行使だけでなく、先住慣習権の問題として、裁判で争われることも多くなっている。

サラワクにおいて、外部企業による開発事業をやめさせるために、先住慣習権を根拠に先住民が訴訟を起こした最初の事例は、1989 年だった。現在、最も多くの先住慣習権に関する訴訟を担当している弁護士、Baru Bian 氏が自身の出身地のロングハウスの権利を守るために始めたのである。彼は、奨学金を得てクアラルンプールで大学を卒業し法律家として働いていたのだが、故郷の危機を救うべく帰郷した。彼の故郷の事件はその後、相手の会社との間で和解が成立したが、これを契機に同種の裁判が増えた。現在、100 件以上の事案が係争中だという（このうち、プナンに関わるものは4件のみ）。これを担当する弁護士は、Baru Bian 氏を含めてサラワク全体で4名いるが、インド系の1名を除き、すべて非ムスリム先住民の出身である。元 SAM 代表の Harrison Ngau 氏もそのうちの1人である。彼は、1987 年のバリケード封鎖支援、プナンの世界ツアーなどの反対キャンペーン、連邦議会議員を経たのち、弁護士に転じた。

---

16) 特に、マレー系中間層が政治的に保守的な傾向が強いことが指摘されている〔鳥居 2002〕。鳥居は主にマレー系、中国系、インド系に分かれた半島部マレーシアを念頭に論じているが、ブミプトラ政策の恩恵に浴し、政治権力を握るサラワクのマレー・ムラナウにもあてはまる。

このことは、外圧依存ではない、住民の利益を直接、反映するような運動への変質を象徴している。これにあわせて、地元の NGO は、裁判時の証拠として活用するために、GPS 機器などを用いたコミュニティによる地図作成を支援するようになってきている。

しかし、判事の不足などから、サラワクでは一般に、裁判は長期化する。先住慣習権に関する裁判では、初めての訴訟が提起された 1989 年以来、第一審での判決に至ったのは 3 件しかない。その内のひとつ、2001 年の「ルマ・ノル事件」判決<sup>17)</sup>は画期的なものだった。この判例は、森林利用に対する先住慣習権についての考え方を大きく変えた。先にも述べたように、先住慣習権は、1958 年までに耕作や住居の建設などのために森林を伐開した履歴のある土地のみに認められるというのが、従来の政府側の解釈だった。しかし、「ルマ・ノル事件」の地方裁判所 (High Court) 判決では、居住地、現在の耕作地、放棄林のほか、まったく伐開された履歴はないが、長らくコミュニティによって生活に必要な資源を採取するために使われてきた、「プマカイ・ムノア」(pemakai menoa) と呼ばれる森林についても先住慣習権が認められたのである。ただし、これは地方裁判所でのもので、2005 年に控訴裁判所 (Appeal Court) では覆された。現在、連邦最高裁判所で審理中である。このように、最終的な法律関係はまだ決着がついていない状態である。それでも、この事件は、農耕以外の狩猟や採集といった森林利用も先住慣習権として法的に保護される可能性があることを示した。

このような解釈の可能性は、原生林をはじめとする自然環境に大きく依存した生活を送る人々が、商業伐採からそのような生活を守るための、バリエードに代わる大きな武器になりうる。例えば、現在、プナンによる訴訟は 4 件しかないが、今後、増えることで、合法的な手段による問題解決の可能性を探ることにもつながろう。

## IV 「持続的森林管理」の実態

### IV-1 ITTO の調査団招聘から MTCC 認証制度導入まで

1980 年代後半から、サラワクの林業は激しい国際的非難にさらされた。これに対して、サラワク州政府は、「持続的森林管理」(Sustainable Forest Management) へと政策転換を行い、イメージ回復を図った。その端緒となったのが、1989 年の国際熱帯木材機関 (International Tropical Timber Organization: ITTO) の調査団招聘だった。現地調査の結果、当時年間 1,300 万 m<sup>3</sup> だった伐採量を、永久林を中心にした 920 万 m<sup>3</sup> まで削減すること、及び、永久林を拡張することが勧告された [Mission Established Pursuant to Resolution I (IV) 1990]。サラワク州政府は、この勧告に従うことを表明したが、少なくとも総伐採量は大幅に上回っている。

---

17) SUIT NO. 22-28-99-I。

しかし、これはプランテーションに転換する州有林からのものを含んでおり、永久林に限れば、920 万 m<sup>3</sup> 以下という持続的生産量を維持しているという。<sup>18)</sup> 永久林も、1989 年時点での約 450 万 ha から 2000 年になって約 520 万 ha にまで拡張されている。サラワク州政府は、最終的に永久林を 600 万 ha、完全保護区域を 100 万 ha に拡張する政策を打ち出している [Poore 2003: 94]。

さらに、持続的木材としての認証取得を州全体で推進することになった。この政策は 1990 年代前半から議論されていたが、伐採会社が合意しなかったため、実現したのは 2002 年だった。大手の伐採会社 6 社がそれぞれ 1 カ所ずつ、試験的に、マレーシアの認証機関である、Malaysian Timber Certification Council (MTCC) の認証を取得することになったのである。MTCC は、国際的に最も認知された認証制度の基準を定める団体の一つである Forest Stewardship Council (FSC) と協議のうえで認証基準を策定した。基本的には FSC の認証基準に準拠するものとなった。審査によってこの基準をクリアすれば、第三者機関による持続的な木材生産地としての「お墨付き」を得ることができる。

2002 年に改訂された認証基準、Malaysia Criteria and Indicators 2002 [MTCC 2002] では、FSC の原則をマレーシアの現状に当てはめて具体的な指針を定めている。従って、FSC の原則に含まれる地域社会や生物多様性への配慮や木材の流通経路の追跡可能性など、要求される水準はほぼ同じである。先住民の慣習的な権利は守られ、インフォームド・コンセントによる同意なくして放棄されない、という項目もある。これらの原則をサラワクに当てはめて、より具体的な基準を策定する段階で、現行の法令に依拠する形をとった。サラワクでは、前述のように、一定の条件で先住慣習権を認める土地法の規定があるので、これが適用された。開墾した経緯のない原生林については、先住民の権利は法的には認められない。その結果、「文化的、生態的、経済的、宗教的に特別な意義 (special significance) を持つ森林」への配慮、地域住民と継続的に協議を続けること、住民の法的・慣習的権利、資源、あるいは生計に損害が生じる場合は補償を行うこと、といった FSC の原則のうち、「法的」「権利」という範疇に収まらない、より緩やかな意味での文化への配慮や協議のなかでの地域住民の意思の尊重などのみが、条件として課せられることになった。実際に、少なくとも、反対する住民を押しつけて力づくで操業することはなくなった。これは、1980 年代から 1990 年代前半にかけて、プナン人たちが生存をかけてバリエード封鎖を始めたころに比べれば、相当の改善である。しかし、これは現行制度の運用の範囲内での改善であり、法的には、先住民の権利についてサラワクの現行法の政府側の解釈が維持されているので、NGO は反発している（この点については後に述べる）。

準備期間、審査を経て、最初の認証がおりたのは、2004 年 10 月だった。サムリン社 (Samli-

---

18) ITTO 事務局での聞き取り（2005 年 10 月 12 日）。ただし、正確な数字は不明である。

ing Plywood (BARAMAS) SDN BHD) が操業している、バラム川上流域のスラアン・リナウ (Sela'an Linau) と呼ばれる区域である。同地では、区域内に保護エリアや先住民が利用するためのエリアを保留し、通常の伐採よりは生態系に与える影響の少ない操業方法がとられている。実際に現地に赴いた NGO スタッフや近隣地域の先住民も、従来型の伐採とは大きく違うと認識している。<sup>19)</sup>

しかし、区域内の住民の一部は、商業伐採に反対し、断続的にバリケード封鎖を行っている。このような反対する集落の区域内では、伐採会社も操業を見合わせており、話し合いでの解決が模索されている。

#### IV-2 伐採会社の論理

このような「持続的森林管理」政策は、伐採会社の利潤追求とは相反する。特に、認証取得には、認証基準にあわせるために操業方法を変え、地域社会への配慮を行わなければならないに加え、審査費用もかかる。しかし、市場では、認証を受けた木材や加工品に対して、これらのコストを補えるだけの付加価値が認められない。<sup>20)</sup> しかし、伐採会社は受け入れざるを得なくなった。それにはいくつかの理由がある。

国際的なイメージ向上はその一つである。1980年代後半以来の伐採反対の国際的キャンペーンで、サラワクの林業や伐採会社のイメージは極度に悪化した。認証を得ることで、国際的なイメージを改善し、さらに、これまでボイコットを受けてきたヨーロッパなどの市場へも販路を拡大できる。ただし、販路の問題に限っていえば、世界の市場の趨勢は依然として少しでも安い木材を求めているので、たとえヨーロッパで売れなくても困ることはないという。<sup>21)</sup>

木材資源の持続的利用への要請もある。これは、環境保護団体からの圧力ではなく、政府や業界からのものである。州政府は、最大の独自財源である木材からの収入を将来的にも失わないために、認証のような目に見える形で森林利用の持続性を確保したいと考えた。<sup>22)</sup> このほか、伐採会社と一体ではない独立した合板工場も、将来的に安定して原料が供給されるかどうかという不安があり、認証による一種の「保険」をほしがったのだという。<sup>23)</sup>

もっとも、伐採会社自身は、FAO の勧告に基づく従来通りのやり方でも、木材資源という点

19) 元 SAM の Thomas Jarong 氏、SFC の Henry Chan 氏との私信による。

20) SFC の Elbson Majaran 氏 (当時 Director, Sustainable Forestry and Compliance) によれば、大まかにいって、非認証材より 15% から 20% 高く売れるという (SFC での聞き取り 2005 年 8 月 1 日)。

21) ヨーロッパですら、消費者の目に直接触れるような商品には認証材を用いるものの、建築用の足場材のような木材は認証の有無に関わらず、少しでも安価なものを求める傾向があるという (Sarawak Timber Association (STA) の Barney Chan 氏からの聞き取り 2005 年 8 月 2 日)。

22) SFC (複数の関係者) および STA Barney Chan 氏聞き取り 2005 年 8 月 2 日。しかし、これはあくまで州政府の「公式見解」であり、コンセッション所有者である有力政治家の個人的思惑とは必ずしも一致しないという。

23) STA Barney Chan 氏聞き取り 2005 年 8 月 2 日。

では十分に持続的であると考えている。<sup>24)</sup> 例えば、1989年のITTOのミッションが現地調査を行った際、彼らが原生林だと認識した森林に、実は切り株があったという。つまり、古い択伐林で、順調に回復してきている森林があるという意味である。<sup>25)</sup> このように、伐採量や操業方法が従来のものでも持続的な木材生産は可能だというのが伐採会社側の主張なのだが、例えば、認証の基準になる経済・環境・社会のうち、環境と社会の持続性については十分な配慮がなされてきていない。つまり、生物多様性や、先住民の生計維持といった事柄である。<sup>26)</sup>

このように、伐採会社としては、経済的には見合わないが、政府や関連会社の不安を和らげ、伐採反対キャンペーンで傷ついたイメージを回復する手段として認証取得に踏みきった。現時点では、認証を取得しているのは各社の伐採区域のうちのごく一部である。そこでの損失分も、他の区域の利益によって補填できる。しかし、政府は、州の永久林にある伐採地のすべてでの認証取得を目指す方針である。法律などでの強制ではなく、あくまで伐採会社による自主的なものとなる。政府も、これには時間がかかることは覚悟しているようだが、<sup>27)</sup> 市場が認証材に対して十分な付加価値を認めない限り、実現はおぼつかないかもしれない。

#### IV-3 NGO・住民の反対

先住民<sup>28)</sup>や彼らをサポートするNGOは、このMTCCの認証制度にも反対している。先住民の権利が十分に保障されておらず、制度づくりやその後のプロセスで、伐採による直接の影響を受ける先住民グループの意見が反映されていない、というのが理由である。森林に関するマレーシア全国の先住民団体とNGOのネットワーク、Jaringan Orang Asal – NGO Tentang Isu Hutan (JOANGO Hutan)を中心に、一貫してMTCCに反対してきた。

1998年にMTCCが設立されてから、認証基準策定の議論にJOANGO Hutanも参加していた。そこで、彼らは、現行法上の政府側解釈による先住慣習権の枠を越えて、実際に先住民が生活に使ってきた森林などすべての土地に対する権利を認めるよう訴えた。しかし、そうした要求は「非現実的」として受け入れられず、2001年にはJOANGO Hutanは議論の場から脱退

---

24) STA Barney Chan氏聞き取り 2005年8月2日、及び、サムリン社のS.K. Chan氏聞き取り 2005年8月8日。

25) STA Barney Chan氏聞き取り 2005年8月2日。なお、SFCのElbson Majaran氏は多少、異なる見解を持っていて、1973年のFAOの勧告は、当時の技術としては適正な方法だったが、状況のよい森林で調査した生産量を全土に一律に当てはめたという問題があったという。ITTOの勧告はこれを再計算し直して、より持続的な生産量に引き下げた(2004年10月12日聞き取り)。ただし、これは伐採量の問題で、操業方法には言及していない。

26) この点については、STAのBarney Chan氏も認めている(2005年8月2日聞き取り)。

27) SFCのElbson Majaran氏は、10年にかかるだろうという見通しだった(2005年8月1日聞き取り)。

28) MTCC認証制度はマレーシア全国の問題なので、サラワクでのプナンだけでなく、半島部のオラン・アスリと呼ばれる先住民グループも含まれる。

した。単に形式的に参加させることで MTCC の正当化に利用されていると感じたからである [JOANGO Hutan n.d.]。

このほか、NGO は、MTCC がそもそも政府の出資で設立され、人的にも森林局に依存していることからわかるように、政府や伐採業者寄りで中立ではない点も批判している。2001 年に JOANGO Hutan が脱退した後、いくつかの先住民を代表する団体が代わりに招かれたが、伝統文化・芸術に関する団体であり、伐採の影響に直面している人々を代表していない。森林についての先住民の権利を認める判決が出たケースもあるのに、一貫して、先住民の権利は認められないままである。このような経緯を踏まえ、JOANGO Hutan は、MTCC の認証スキームは木材生産の持続性のみに着目し、社会や文化の持続性には配慮していないと主張する。MTCC の基準は、FSC の原則をマレーシアに当てはめる過程で、先住民の権利の尊重という面でねじ曲げられている。そうではなく、FSC の原則の完全な実現を求めている。具体的には、認証・検査に真に地域住民を代表するものを加えること、伐採には事前に地域住民によるインフォームド・コンセントを求めることなどである [JOANGO Hutan 2004]。確かに、慣習的権利について、現行法から全く前進がないことは、プナンなど森に暮らす人々の生活を考えると、FSC の原則の趣旨が完全に反映されているとはいえないかも知れない。やはり、開墾の履歴のない森林に対しても、何らかの権利が法的に認められるべきではあろう。ただし、明言はされていないが、現実には地元の先住民との合意のもとで伐採が行われるようになってきている。また、伐採会社や森林局以外の第三者機関による検査が定期的に入るのである。それはそれで一定の前進であろう。それを全く認めず、全否定する JOANGO Hutan の姿勢も、頑なに過ぎるかもしれない。

#### IV-4 「持続的森林管理」と社会的・政治的構図

サラワク州政府による一連の「持続的森林管理」への政策転換の背景には、1980 年代後半以降のプナン人によるバリケード封鎖に端を発した国際社会からの非難の高まりがあった。サラワクの木材産業のイメージアップを図るために、ITTO の勧告を受け入れ、さらに、州全体で MTCC の認証取得を政策として掲げ、ようやく実現の端緒についた。NGO や先住民のグループは全面的に反対しているが、ハンブルグ市が MTCC 認証材を「持続的に生産された木材」として認証することを決めたように [Rengah Sarawak. 30 January 2007]、サラワク州政府のねらいは少しずつ実現しつつある。この政策転換は、サラワクの社会的・政治的構図の何らかの変化を意味するのだろうか。

まず、NGO やプナンをはじめとする先住民が不満に感じているように、法的に住民の慣習的権利が伸張したり、伐採反対運動に対する規制が緩和されたわけではない。前述のように、MTCC は、FSC の原則をマレーシアに適用するための具体的な基準策定に当たり、基本的に

は現行法に拠った。先住慣習権についても、現行の土地法上の規定が十分かどうかは吟味されず、一応、先住民の慣習的権利を保護する法令があるということで十分とされた。森林法などその他の法令についても同様である。従って、特に森林資源をめぐる法的枠組みの変更はない。政治経済の領域でも、一部の有力政治家が伐採許可を独占し、華人資本の一部の企業がそれを借りて操業しているという構図はそのままである。

しかし、何の変化もないということではない。バリケード封鎖や伐採反対運動を行う先住民や NGO に対して、逮捕するような強硬な手段は用いなくなった。MTCC 認証区域内でも、いかなる伐採にも頑なに反対しているプナン人の村がある。そういう区域では話し合いを優先させ、力づくで操業することはなくなった。制度や政治経済の大枠を変えることは困難だが、実務レベルで可能な範囲で改善がなされてきている。これは、サラワク木材産業のイメージ改善策の一環である。MTCC の認証を受ける区域では、認証のための条件でもある。国際社会の圧力によって、サラワク州内での政府・伐採会社は、イメージを少しでも改善するために、先住民の暮らしに一定の配慮をするよう追い込まれたのである。これは、政府・伐採会社と、国際社会の支援を受けたプナンをはじめとする先住民や、NGO との力関係が変わったことの現れともいえるだろう。

## V まとめにかえて —— 本当に持続可能な森林管理に向けて

どうして、サラワクの林業はこれほどの悪評にさらされることになったのか。端的に言えば、すでに述べたように、生活を脅かされたプナンに手をさしのべたのが、Bruno Manser はじめ外国の人々だけだったからだ。

州政府は、プナンの人々がバリケード封鎖に立ち上がるまで、ほとんど何の関心も示さなかった。伐採会社も、その場しのぎで金銭や物品供与を行いはしたが、長期的な視点で彼らの生活が保障されるような措置はとらなかった。バリケード封鎖が始まってからも、それを禁止する法律をつくり関わった者を逮捕するなど、強権的姿勢を崩さなかった。

さらに注目すべきなのは、サラワク社会のなかで、プナンの人々の声を受け取り、それを代弁するようなチャンネルが存在しなかったことである。環境や人権といった社会問題を扱う NGO は、政府による弾圧もあり弱小だった。バリケード封鎖の前にも後にも、彼らが地元住民の代弁者となって世論喚起を行うには至らなかった。その世論をリードするはずの都市中間層も、民族による分断があり、特にマレー系が保守的だったこともあり、伐採をめぐる環境破壊や人権侵害といった問題を取り上げ、社会全体の運動として盛り上げることなど期待できない状況だった。もし、社会運動に対する規制がもう少し緩やかで、プナンの人々の生活の問題がサラワク社会のなかで広く議論され、その結果、ある程度の妥協がなされるという、社会的な

紛争解決機能が備わっていれば、論争は基本的に国内に収まり、国際社会からここまでの非難を受けることはなかったのではないか。そのほうが、プナンの人々にとっても実質的に意味のある結果になったのではないか。<sup>29)</sup>

少しずつ、変化の兆しが出てきている（表1）。

政府は、ITTO の調査団受け入れ以降、持続的森林管理と認証制度の導入について検討を始め、2002 年にようやく試験的实施にこぎ着けた。以前に比べれば、地元の先住民の生活への配慮も行われ、反対を押し切った強引な操業ではなく合意形成に努めるようになった。しかし、

表1 サラワクにおける森林政策と伐採反対運動の流れ

|         | 政府・伐採会社の動き                   | 住民・NGO の動き                      | 外部の動き                 |
|---------|------------------------------|---------------------------------|-----------------------|
| 1953 年  | 州森林法制定                       |                                 |                       |
| 1958 年  | 州土地法制定                       |                                 |                       |
| 1970 年代 | FAO の調査に基づく現行の伐採のガイドライン策定    |                                 |                       |
| 1985 年  |                              | Bruno Manser がプナン人の代表を集める       |                       |
| 1987 年  | バラム・リンバン川上流域での商業伐採継続         | プナン人によるバリケード封鎖                  |                       |
| 1988 年  |                              |                                 | 欧州議会によるサラワク産木材の輸入禁止決議 |
| 1989 年  | ITTO のミッション受け入れ              | 初の「先住慣習権」関連の訴訟                  |                       |
| 1990 年  |                              | プナン人のワールド・ツアー                   |                       |
| この間     | ITTO のレポートに従った伐採量の削減・PFE の拡張 | 伐採反対運動の継続<br>「先住慣習権」をめぐる法廷闘争の増加 |                       |
| 1998 年  |                              | MTCC 認証基準策定に参画                  | MTCC 設立               |
| 2001 年  |                              |                                 | ルマ・ノル事件第一審判決          |
| 2002 年  | MTCC 認証取得への準備開始              | MTCC から脱退                       |                       |
| 2004 年  | スラアン・リナウ区域 MTCC 認証取得         |                                 |                       |

29) 例えば、タイでは、1980 年代以降の伐採反対運動や村落共有林の公的認知を求める運動のなかで、農民運動と学者や NGO の広範な連携が見られた。その結果、多くの要求項目を政府に認めさせている。最も大規模だったものに、1997 年の「貧民連合」(samacha khon chon) による座り込みがある [Praphat 1998]。インドネシアでも、スハルト期にすでに、慣習的権利を認めるよう求める運動が起きている。各地に NGO も作られ、それを支援していた [Wrangham 2002]。スハルト体制崩壊後は、この動きが一気に強まった。タイでもインドネシアでも、運動の直接的成果として、政策転換や制度の一部変更といった、実質的に住民の生活改善に資する譲歩を政府から引き出すことができた。両国とも、ヨーロッパを中心に国家やそれに準じる影響力を持つ人物（例えばチャールズ皇太子）が、公式な非難声明を出したサラワクほど強い国際的非難は受けていない。

大枠として、先住民の権利を伸張させる制度の変更はない。NGO への弾圧は和らいだものの<sup>30)</sup> 政府は依然として強権的なままである。だから、国内外の環境保護団体からの非難もなくならない。しかし、生存をかけてバリエード封鎖で闘わなければならなかったところに比べ、政府・伐採会社側が交渉のテーブルにつき、地元の先住民の意思をある程度、尊重してくれるようになった。このような政府の政策転換は、1980 年代後半からの国際社会によるバッシングによるものである。ようやく現れた「外圧」の成果である。

一方、NGO や先住民の側でも変化が見られる。バリエード封鎖による全面的対峙は少なくなった。代わりに目を引くのは、法廷で先住慣習権を主張して争うケースの増加である。裁判時の証拠にするために、各コミュニティが慣習的に利用してきた土地の地図作成を支援するプロジェクトも、地元 NGO によって行われている。こうした活動に対する助成金を、国際機関や海外の財団などから受けてはいるし、従前からのネットワークは維持しているものの、以前の伐採反対キャンペーンのように、国際社会の圧力を直接、利用することは少なくなった。

こうした変化は、サラワク社会の内部で、外圧に頼らず自分自身で問題を解決しようという姿勢の現れである。人権や自然保護のイデオロギー的な部分よりも、具体的に地域の人々の暮らしをよくすることに主眼が置かれるようになった。しかし、まだまだ溝は深い。政府・企業側は現行のコンセンションの合法性、先住民・NGO 側は先住慣習権、という原理原則に拘泥し行き詰まっている。原理原則は法廷で争うしかないが、時間がかかる。権利についての原則論に歩み寄りの余地がなくとも、ひとまず脇に置き、より現実的な改善策を講じることもできよう。これまでの経緯でできた相互不信は根強く、簡単に何らかの合意に至るのは困難かも知れない。いま、最も必要なのは、そうした溝を埋める継続的な対話の場だろう。地域社会、サラワク全体双方にとって、持続的で有意義な森林資源の使い方はなにか、知恵を出し合い着地点を見いださねばならない。そうした紛争解決の仕組みは、持続的な森林利用のための最も重要な社会的インフラである。力関係はある程度、変化したとはいえ、なお圧倒的に強い政府・伐採会社と、弱い先住民・NGO、この両者を含め、関係者が対等な立場で対話を行う。政府側が国際社会の圧力を実感しているいまなら、可能であるように思われる。かつてのように直接、キャンペーンの当事者になるのではなく、間接的に、そのような対話が進むように目を光らせる。新しい「外圧」のあり方ではないだろうか。

---

30) SAM などブナンを支援していた NGO スタッフは、1990 年代には警察に身柄を拘束されたりバスポートを取り上げられたりした。しかし、特に、マハティール前首相から現在のアブドゥラー首相にかわってからは、活動を妨害されるようなことはなくなったという（サラワクの NGO 関係者への複数の聞き取り）。

付 記

本稿は、総合地球環境学研究所研究プロジェクト「持続的森林利用オプションの評価と将来像」(プロジェクトリーダー:市川昌広)の成果の一部である。また、サラワクでの調査のカウンターパートである Sarawak Development Institute、及び、調査にご協力いただいた多くの方々に心から謝意を表したい。

参 照 文 献

- Cooke, Fadzillah M. 1999. *The Challenge of Sustainable Forests: Forest Resource Policy in Malaysia, 1970-1995*. Honolulu: University of Hawaii Press.
- Hong, Evelynne. 1987. *Natives of Sarawak: Survival in Borneo's Vanishing*. Institut Masyarakat.
- Integrated Development for Eco-friendly and Appropriate Lifestyle (IDEAL). 1999. *Tanah Pengidup Kitai: Our Land Is Our Livelihood*. Sibul: IDEAL.
- Jabatan Pembangunan Negeri; Jabatan Hutan; and Jabatan Perkhidamatan Perubatan dan Kesihatan (Sarawak). 1987. *Report on the Effects of Logging Activities on the Penans in Baram and Limbang Districts: A Short Term Development Programme* [Submitted to the Sarawak State Cabinet Committee on Penan Affairs].
- Jayum A. Jawan; and King, Victor T. 2004. *Ethnicity Electoral Politics in Sarawak*. Universiti Kebangsaan Malaysia.
- JOANGO Hutan. n.d. *The Malaysian Timber Certification Scheme and the FSC*.
- . 2004. *Malaysian Indigenous Peoples Reject the MTCC Timber Certification Scheme* (Indigenous Peoples' Media Statement on the MTCC: IIFB at COP 7 on CBD OWTC, KL, 19 February 2004).
- Jomo K. S.; Chang Y. T.; Khoo K. J. et al., eds. 2004. *Deforesting Malaysia: The Political Economy and Social Ecology of Agricultural Expansion and Commercial Logging*. Zed Books.
- Leigh, Michael. 1998. Political Economy of Logging in Sarawak, Malaysia. In *The Politics of Environment in Southeast Asia: Resources and Resistance*, edited by P. Hirsch and C. Warren. London: Routledge.
- Malaysian Timber Certification Council (MTCC). 2002. *Malaysian Criteria and Indicators for Forest Management Certification [MC & I 2002]*.
- Mission Established Pursuant to Resolution I (IV). 1990. *The Promotion of Sustainable Forest Management: A Case Study in Sarawak, Malaysia*. (Report Submitted to the International Tropical Timber Council, ITTC (VIII)/7, 7 May 1990).
- Pinkaew Laungaramsri. 2001. *Redefining Nature: Karen Ecological Knowledge and the Challenge to the Modern Conservation Paradigm*. Chennai: Earthworm Books.
- Poore, Duncan. 2003. *Changing Landscapes: The Development of the International Tropical Timber Organization and Its Influence on Tropical Forest Management*. Earthscan Publications.
- Praphat Pintoptaeng. 1998. *Kan Mueang Bon Thong Thanon: 99 Wan Samacha Khon Chon* [路上の政治——貧民フォーラムの99日]. Bangkok: Sun Wichai Lae Pholit Tamra Mahawithiyalai Kroek.
- Rengah Sarawak. 30 January 2007. JOANGO Hutan engage MTCC again. (<http://www.rengah.c2o.org/news/article.php?identifer=de0483t>)
- Ritchie, James. 1994. *Bruno Manser: The Inside Story*. Singapore: Summer Times Publishing.
- Ross, Michael L. 2001. *Timber Booms and Institutional Breakdown in Southeast Asia*. Cambridge: Cambridge University Press.
- Samling Plywood (BARAMAS) SDN BHD. n.d. *Samling's Contributions to Communities within/Adjacent Certified FMU in Baram Sela'an-Linau*.
- Sarawak Forest Department Annual Report (AR) 1965-2000.
- Wrangham, Rachel. 2002. Changing Policy Discourses and Traditional Communities, 1966-1999. In *Which Way Forward? People, Forests, and Policymaking in Indonesia*, edited by Carol J. Pierce Colfer and Ida Aju Pradnja Resosudarmo. Washington D. C.: Resource for the Future.

- 藤田 渡. 2008. 「バリケード・裁判・森林認証——サラワクの原生林に刻みこまれたポリティクス」『東南アジアの森で何が起きているか——熱帯雨林とモンスーン林からの報告』秋道智彌；市川昌広（編）. 人文書院.
- 原後雄太. 1989. 『熱帯林の冒険——サラワクの先住民を訪ねて』洋泉社.
- 金沢謙太郎. 2005. 「サラワクの森林伐採と先住民プナンの現在」『熱帯アジアの森の民』池谷和信（編）. 人文書院.
- マンサー, ブルーノ. 1997. 『熱帯雨林からの声——森に生きる民族の証』橋本雅子（訳）. 野草社. （原著：Manser, Bruno. 1992. *Stimmen aus dem Regenwald: Zeugnisse eines bedrohten Volkes.*）
- 鳥居 高. 2002. 「マレーシアの中間層創出のメカニズム——国家主導による育成」『アジア中間層の生成と特質』（IDE-JETRO 研究双書）服部民夫；船津鶴代；鳥居 高（編）.